

熊本県公立学校事務職員協会慶弔規定

昭和61年6月19日から実施

平成16年5月19日改正

熊本県公立学校事務職員協会の慶弔に関する規定を次のとおり定める。

- | | | |
|---|--------------------------|-------------------|
| 1 | 会員の死亡 | 香典（1万円）、弔花（時価）、弔電 |
| 2 | 一親等・配偶者（共に血族、姻族を問わない）の死亡 | 弔電 |
| 3 | 会員の結婚 | 祝電 |
| 4 | その他 | 理事会で協議のうえ決定する |

該当事項が生じた場合は、各学校から事務局へ連絡をお願いします。